

静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針
(STOP ハラスメント運動)



平成 29 年 7 月 施行開始

対象工事 静岡市発注工事 履行努力義務

活動内容

- ① 現場事務所にポスターの掲示
- ② 月 1 度の朝礼（入職者教育）の実施
- ③ セルフチェック表の配布
- ④ 相談窓口の設置、相談員の擁立

1 人手不足解消ツールである女性活躍

建設業における女性の活躍を推進することは、男性も含めた業界全体の職場環境の改善や意識変化を促し、更なる女性の入職者の増加や活躍を招くといった好循環を生み出します。また、企業価値向上や CSR 経営的利益にも繋がりますので、建設業の人手不足解消の切り札的の事業として取り上げられています。

2 女性活躍推進を進めるためには

建設業は、多くの業種において、意欲ある方が技術や技能を修得することによって、男女問わず活躍できる業界ですが、従来からある、建設業の 3K イメージや産休・育児休暇などの取り難くさから、女性には敬遠されてきました。このイメージ改革を進めるには、女性を受け入れる企業や業界の抜本的な変化と、女性を取り巻く男性の意識変革を促進させることで、女性でも働きやすく、活躍ができる職場環境の整備を進めなくてはなりません。

3 建設現場の職場環境整備

国土交通省は、建設現場に女性トイレや更衣室の設置を促し、女性トイレの技術的な基準を作成するなど、量（設置推進）・質（クオリティー）の両面から、女性の気持ちに配慮した職場環境整備を推進しており、本市においても、女性設備の設置推進と質の基準を設けております。しかし、設備的な改善を進めれば、女性は働きやすくなるのでしょうか？

4 現場の生の声で多かったハラスメント

静岡市では、「現場で働く女性座談会」や「高校生ディスカッション」で収集しましたご意見をもとに、建設現場に存在するハラスメントの撲滅に着目しました。設備的な改善はもちろんのこと、従業員の意識改革まで視野を広げ、ハラスメントの教育活動を実施することで、日本一女性が働きやすい建設現場の実現を目指しております。

<資料> 静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針 ダウンロード (H29.7~)